

北海道子どもの貧困対策推進計画の概要

第1 基本的考え方

1 計画策定の趣旨

我が国における子どもの貧困率は、「国民生活基礎調査」によると、平成24年には過去最悪の16.3%となっており、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしていることになる。

このため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された。

また、この法律第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針など、当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定された。

こうした中、本道においても、生活保護世帯やひとり親家庭の増加が続いているなどの厳しい状況を踏まえ、教育・福祉・労働等の各部局が連携し、幅広い分野にわたって策定されている、他の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進するため、本計画を法律第9条第1項に定める都道府県計画として策定する。

2 計画の期間

平成27年度から31年度までの5年間

第2 子どもの貧困の現状と課題

1 子どもの貧困の現状

(1) 我が国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（平成24年は122万円）に満たない世帯の割合）は、平成21年に16%であったものが24年には16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も15.7%から16.3%へと、過去最悪となっている。

貧困率の推移

(単位%)

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 本道における子どもの貧困の現状

都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等をもとに、本道における子どもの貧困の現状を分析する。

ア 生活保護世帯の現状

(単位:世帯、人、%)

	H16.4月	H26.4月	
	全道	全道	全国
被保護世帯数	84,106	122,891	1,600,241
被保護者数	127,983	171,590	2,159,847
保護率	2.25	3.16	1.70

厚生労働省「被保護者調査」

イ ひとり親家庭の現状

(単位:世帯、%)

	H17	H22	
	全道	全道	全国
ひとり親世帯	53,871	55,052	844,661
全世帯に占める割合	2.26	2.27	1.63

総務省「国勢調査」

ウ 社会的養護の現状

(単位:施設、人、%)

	H21.3月	H26.3月	参考 全国(H25)
児童養護施設等	1,642	1,539	33,126
里親等	372	497	5,363
計	2,014	2,036	38,489
児童人口	807,936	756,515	19,966,000
出現率	0.25	0.27	0.19

※出現率:児童人口100人当たりの社会的養護を受けている児童の割合
 全道:北海道保健福祉部子ども未来推進局調べ
 全国:児童養護施設入所児童等調査(厚生労働省)
 人口推計(総務省統計局)

エ 経済的な困難を有する子どもの就学等の現状

○中学・高校卒業生全体の進学率、就職率

(単位:%)

	H26.5月	
	全道	全国
高等学校等進学率	99.2	98.8
就職率(中学校卒業後)	0.2	0.4
大学等進学率	70.2	76.8
就職率(高等学校卒業後)	22.9	17.4

H26年文部科学省「学校基本調査」

(7) 生活保護世帯の子ども

○高校進学率、就職率、高校中退率

(単位:%)

	H26.4月	
	全道	全国
高等学校等進学率	96.1	91.1
就職率(中学校卒業後)	0.7	2.0
高等学校等中退率	4.0	4.9

厚生労働省社会・援護局保護課調べ

○大学進学率、就職率

(単位:%)

	H26.4月	
	全道	全国
大学進学率	28.5	31.7
大学等	12.5	18.5
専修学校等	16.0	13.2
就職率(高校卒業後)	49.8	43.6

厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(4) 就学援助の状況

(単位:%)

	全道	全国
要保護児童生徒	3.76	1.51
準要保護児童生徒	19.30	13.91
就学援助率	23.10	15.68

H25年度文部科学省 就学援助実施状況等調査

(7) 児童養護施設の子ども

○中学・高校卒業後の進学率、就職率

(単位:%)

		H26.5月					
		全道			全国		
		高校等・大学等	専修学校等	高校等・大学等	専修学校等		
中学校 卒業後	進学率	98.7	98.7	0.0	97.2	95.4	1.8
	就職率	0.0			1.3		
高等学校 等卒業後	進学率	24.0	9.6	14.4	22.6	11.4	11.2
	就職率	66.4			70.9		

H26厚生労働省 社会的養護の現況に関する調査

2 子どもの貧困の課題

- 生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、保育所への優先入所など、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを進める必要がある。
- 就学援助制度の普及に加え、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の充実を図るとともに、高校を卒業し児童養護施設を退所した子どもたちの社会的自立に向けた支援に重点を置いた対策を着実に推進していく必要がある。

第3 計画のめざす姿と基本的な対応方向

1 計画のめざす姿

本計画は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、北海道の全ての子どもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざす。

2 計画の基本的な対応方向

第一に相談支援体制の充実を図るとともに、教育の支援や生活の支援、保護者への就労支援、経済的な支援の4つの柱に沿って本計画を推進する。

- 「相談支援」
子どもが孤立化することなく安心して暮らしていくために、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかりと受けとめ、各種の支援につなげるよう取り組みを進める。
- 「教育支援」
子どもが貧困の連鎖から脱出するために、全ての子どもの教育を受ける機会を保障するよう取り組みを進める。
- 「生活支援」
子どもたちが学習に集中するために、心身ともに安定した生活を送ることができるよう取り組みを進める。
- 「保護者に対する就労支援」
子どもたちが安定した生活を送るために、親など保護者の就労状況が安定するよう取り組みを進める。
- 「経済的支援」
親等の就労だけでは十分な収入が得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことができるよう取り組みを進める。

3 子どもの貧困に関する指標

- 指標については、国の大綱で示されているもののうち、都道府県別の数値があり、計画の推進状況を把握する上で必要と判断した項目を設定する。
- 国の大綱では示されていないが、道として、目指すべき水準を定める必要があると判断した項目については、独自の目標値を設定する。

No.	指 標	現状値 (H26)	目標値	参考 全道平均
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	96.1%	98%	99.2%
2	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	98.7%	99%	99.2%
3	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	4.0%	3%	1.8%
4	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	76.5%	78%	80.6%
5	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	89.8%	91%	91.3%
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	60.5%	65%	72.3%
7	就学援助を周知するため、毎年度適切な時期に保護者に文書を配付している市町村の割合	98.9%	100%	—
8	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	28.5%	—	70.2%
9	児童養護施設の子どもの大学等進学率	24.0%	—	70.2%
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数	59人	—	—
11	スクールカウンセラー配置校数（小学校）	215校	—	—
12	スクールカウンセラー配置校数（中学校）	358校	—	—

※ 「現状値」欄の、指標4、5及び6は平成24年度の数値を現状値としている。

指標10、11、12は平成27年度の数値を現状値としている。

※ 「参考 全道平均」欄は、北海道の全ての子どもの現状値を記載している。

指標4及び5は、ひとり親家庭は、働きながら子育てしていることが多く、就業率が一般世帯よりも高い傾向にあることから、一般世帯ではなく、全国のひとり親家庭の親の就業率を記載している。

指標6は、対応する道の数値がないことから全国の数値を記載している。

指標7、10、11、12は、対応する数値がないことから記載していません。

第4 子どもの貧困対策に向けた重点施策

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策が実施されるよう配慮する必要がある。

また、これらの施策の実施に当たっては、生活保護世帯やひとり親家庭、児童養護施設等に入所している子どもなど支援を要する緊急度の高い子どもに対して、優先的に施策を講じるよう配慮する。

＜ライフステージに応じた施策体系＞

成長段階に応じて切れ目のない施策の実施

	出生	就学前	就学期			就職	
			小学生・中学生	高校生等	大学生等		
相談支援	■保護者への相談支援						
	■ひとり親家庭への相談支援						
	■児童養護施設等における相談支援						
				■学校における相談支援			
	■居場所づくりを通じた相談支援						
	■市町村の相談支援体制の整備に対する支援						
	■相談職員の資質向上						
教育支援			■確かな学力の育成を目指す学校教育の推進				
			■学校と福祉関連機関等との連携				
			■地域の教育力の向上				
		■質の高い幼児教育・保育の確保					
			■就学援助制度の活用促進				
			■学習支援の充実				
				■高校生等の経済的負担の軽減			
				■奨学金制度の活用・充実			
				■高等学校等における修学継続等のための支援			
			■特別支援教育の充実				
				■奨学金制度の活用・充実			
				■進学費用等の支援			
				■道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援			
		■多様な体験活動の機会の提供					
生活支援	■保護者の自立支援						
		■保育等の確保					
	■子育て家庭の健康安全確保						
		■母子生活支援施設等の活用					
	■住宅支援の充実						
		■児童養護施設等に入所する子どもへの支援					
	■家庭的養護の推進						
	子ども		■子どもの健やかな発育等に関する支援				
			■子どもの食事・栄養状態の確保				
		■地域とのつながり支援					
					■就労促進に向けた支援		
その他	■相談職員の資質向上						
		■母子・父子福祉団体への支援					
就労支援	■就労促進に向けた支援						
	■就職活動への支援						
	■学び直しへの支援						
	■就労機会の確保						
経済的支援	■医療費負担の軽減						
	■妊娠や出産費用の負担軽減						
	■児童扶養手当の支給						
	■生活の安定に向けた経済的支援						
	■養育費の確保に関する支援						

第5 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なり合っており、その対策を総合的に推進するためには、教育、福祉、労働等の多様な分野の関係課が連携・協力しながら、効果的な施策に取り組むことが重要であることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策推進会議」を設置する。

(2) 市町村や民間との連携

市町村、当事者であった方々や支援を行う団体などと連携・協働するネットワークを構築し、子どもの貧困の実態把握や効果的な支援方策のあり方の検討、優れた実践例など支援の参考となる情報の共有、道民意識の醸成に資する情報の発信など、地域の実情に合った効果的な取組を促進する。

2 道民意識の醸成

子どもの貧困の現状の把握や貧困対策を進めるに当たっては、市町村や当事者であった方々や支援を行う団体などと連携・協働し積極的に情報発信を行い、広く道民が、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し理解を深めることにより、子どもの貧困対策に参加・協力する気運を醸成する。

3 計画の点検評価

毎年度、指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握することなどにより、計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価に当たっては、道民にわかりやすい内容となるように努める。

また、他府県の取組事例等についても継続的に調査し、有効と考えられるものは、今後の施策への反映を検討する。